

入管庁管第753号
開海発0227第1号
令和7年2月27日

事業所管省庁関係課室長 各位
(事業協議会を組織する事業所管省庁に限る。)

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省参事官(海外人材育成担当)
(公 印 省 略)

技能実習制度の更なる適正化に向けた事業所管省庁との情報連携について(通知)

平素より技能実習制度の適正な運用に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第54条の規定に基づく事業協議会では、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議することとされているところ、更なる制度の適正化を図るためには、事業協議会における各種取組を推進することが極めて重要であると考えております。

そのため、技能実習法の主務省庁では、事業協議会を組織する事業所管省庁に対し、下記のとおり、必要な情報連携に係る仕組みを構築することとしましたので、技能実習制度の趣旨を踏まえた協力をお願いいたします。

記

1 主務省庁が行う措置

(1) 提供する情報

- ア 技能実習を行う実習実施者のうち、改善命令又は技能実習計画の認定取消しを受けた者に関する情報
- イ 行方不明となった技能実習生の所属する実習実施者及び実習監理する

監理団体に関する情報

(2) 提供の方法及び頻度

主務省庁は、上記1(1)アに係る別紙1で定める情報については、行政処分等を主務省庁のホームページで公表した日から14日以内に、上記1(1)イに係る別紙2で定める情報については、各年分の把握した情報を翌年末までに、CSV形式等エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式により、事業所管省庁に対し、情報提供を行う。

(3) 提供された情報の活用

主務省庁は、後記2(2)により、事業所管省庁から情報提供があった場合、その内容に応じて指導・助言、実地検査等に活用する。

(4) 提供された情報の取扱い

主務省庁は、後記2(2)により提供された情報について、外国人の出入国及び在留の公正な管理・運用並びに技能実習制度の適正な運用に向けた取組のみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者に提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保する。

2 事業所管省庁に協力いただきたい措置

(1) 事業所管省庁は、前記1(1)により、主務省庁から情報提供があった場合、技能実習制度の適正な運用に向けた様々な取組に活用することができるほか、特に事業協議会における各種取組の促進に寄与すると認められる情報を同協議会に共有し、同協議会の各種取組に活用するほか、技能実習制度の適正な運用に向けた様々な取組に活用することができる。

(2) 事業所管省庁は、後記アからサに該当する実習実施者等における技能実習関係法令違反等の不適正な受入れの疑いに関する情報を把握した場合、随時、別添の様式により、主務省庁に対し、情報提供を行う(提出先は出入国在留管理庁とする。)

ア 認定計画に相違した内容の技能実習を行わせる行為

イ 技能実習生に対して暴行、脅迫、監禁又は各種ハラスメントをする行為

ウ 技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為

エ 技能実習生の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為

オ イからエまでに掲げるもののほか、技能実習生の人権を著しく侵害する行為

カ 不法就労者を雇用する行為

キ 不正に技能実習生に在留許可等を受けさせる目的で、偽変造文書等の

行使・提供をする行為

ク 技能実習に係る契約に基づく当該外国人から保証金の徴収や違約金契約をする行為

ケ 技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為

コ 労働関係法令に違反する行為

サ アからコに掲げるもののほか技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に必要な情報

- (3) 事業所管省庁は、提供された情報について、技能実習制度の適正な運用に向けた取組のみを目的として利用し、法令の規定による場合を除き、その他の目的で利用することや、他者（事業協議会を除く。）に提供することは行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するとともに、事業協議会においても同様の取扱いが行われるようにする。

3 適用

本通知書の適用の開始日は、令和7年3月1日とする。